

## 第 3 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 11 月 7 日 (月) 開会時間 午後 2 時 35 分  
閉会時間 午後 3 時 20 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松  
副委員長 上田 仁  
委 員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学  
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者 鈴木幹夫 議長

議 題 一 議会基本条例の議長案について  
二 議会基本条例案のたたき台について

会議の概要 鈴木議長が出席し、議会基本条例の議長案の提示を受けることを決定し、鈴木議長から説明を受けた。  
議長案をたたき台とすることとした。  
次回、委員会を 11 月 16 日 午前 10 時、第 1 委員会室において開催することとし、閉会した。

質疑、討論

前島委員長 委員の皆さんにはご苦勞様でございます。  
ただ今から第 3 回の山梨県議会基本条例案検討委員会を開会させていただきます。  
委員の皆様には大変お忙しいところ御出席をいただき、重ねて御礼申し上げます。  
それでは早速協議に入りたいと思います。  
はじめに、議会基本条例について、議長案についてであります。本日鈴木議長が出席をされまして、議長案を提示したいとのご依頼がありましたので、これを受けることとしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長案の提示を受ける件は、お諮りしたとおり決定されました。  
それでは、鈴木議長から議長案の説明をお願いしたいと思います。

鈴木議長

どうも皆さんご苦労様です。

今日は、臨時議会と言うことで、お疲れのところだと思いますけど、今日は出席をさせていただきまして、議長のたたき台と中で、若干お話をして、後ほど事務局の方から説明をさせたいと思います。

議会の基本条例につきましては、二元代表制の一翼を担う議会として、そのあり方について、やはり県民の皆さんに広く宣言をするということと、議会改革の柱としての位置づけを図って参りたいとそんな考えてでございました。流会等ですね、調査した特別委員会の委員長の報告もありまして、議会基本条例の制定の必要性が言及されたところであります。

そんなことも踏まえて、議長として他県あるいは、2月の議会とのあり方について、議長としていろんな精査をさせていただきました。

今回、提示しました、これから内容を事務局から説明をさせますけど、より県民に開かれた県議会であるということ踏まえまして、当然流会の防止策を踏まえて、条文を作っております。

委員各位には、議長案としてのたたき台でございますから、これから追加させるもの、それから条文によっては修正するもの等もあると思いますが、皆さん方には、初めての基本条例でございますので、山梨県議会として後世の皆さんにやはり素晴らしい条例があるなど、それから県外の方々の参考になる基本条例であってほしいと皆さんにお願いをする中で今回出させていただきました。

それぞれ色々なお考え、御意見もあると思いますが、忌憚のない活動的な御意見の中で素晴らしい基本条例をお作りいただきたいと思う次第でございます。あと、先ほど言ったように、私案を説明させますので、よろしくお申し上げて、簡単ですが、お願いと挨拶に代えます。

前島委員長

ただ今、議長から提案の骨格についての説明とご挨拶をいただきました。

それでは、具体的に議長案の詳細につきまして、事務局から説明を求めたいと思います。

よろしくお願ひします。

事務局

事務局から議長案の詳細につきまして、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

議長案のうち、本県独自のもの及び主なものについてまとめてあります。

まず、流会の再発防止策についてです。

議長の役割として、本会議が開会あるいは再開できない状態に陥った場合に副議長及び議会事務局と協議して、再開に努めることを規定しました。項目番号は、4番です。

次に、議会の運営原則についてです。

合議制の機関として、その機能が十分に発揮されるよう円滑かつ効率的な運営に努めることとし、また、議会内で活発な議論が行われるよう、その運営に努めるべきであることを規定しました。

また、議長及び副議長を公選制により選出する場合には、所信表明等を行うことにより議長として果たすべき役割を述べることにしました。項目番号は、5番です。

次に、県民からの意見の意見集約についてです。

県民が積極的に議会活動に参加する機会として、政策に関する重要な条例を立案しようとするとき、県民の意見を求めることや、幅広い層の県民と意見交換す

る場の充実に努めることとしました。項目番号は、22番23番です。

次に、知事等による質問趣旨確認についてです。

本会議等において、よりの確な答弁が得られることも考えられることから、質問及び質疑の趣旨を確認等ができることとしたものです。項目番号は、9番です。

次に、専門的知見の活用についてです。

議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、必要に応じて、専門的知見の積極的な活用や、学識経験等を有する者等で構成する調査する組織を設置できることとしたものです。項目番号は、10番です。

次に、広報の充実と議会の公開についてです。

県民に開かれた議会を推進するため、参考人及び公聴会の活用や、県民の意見を聴く機会を設けること等の方法により、県民の議会活動への参加を推進すること、また、情報公開の推進に加え、テレビ、インターネット等による議会の中継など、多様な手段を活用し、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めることを規定したものです。項目番号は、2番、20番、21番です。

次に、議会改革の推進についてです。

議会を取り巻く社会情勢の変化に対応し、議会自らがその改革に引き続き取り組んでいく方針などを規定したものです。項目番号は、29番、30番です。

最後に、緊急事態等への対応についてです。

近年、県民の生命、財産を脅かす災害が発生している状況にあることから、災害及び緊急事態の発生時において、議会として対応すべき基本的な役割を規定したものです。項目番号は、7番です。

なお、各項目の下に、参考としました道府県名を記載いたしました。当該道府県の基本条例につきましては、別冊の「各都道府県の議会基本条例集」をまた、議長案中に出てくる本県議会に関する条例等につきましては、「議会に関する主な条例、規則等」をご参照いただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

前島委員長 以上、骨格の流れの説明をいただきました。  
ここで議長、所用のために退席となります。

鈴木議長 34項目くらいの提案をしてありますけど、活発な御意見をいただきながら、素晴らしい条例ができますようお願いして、退席させていただきます。  
よろしく申し上げます。

前島委員長 次に、今の議長案が提示をされまして、その骨格の流れの事務局からの説明があったんですけど、このことについて議長案をたたき台についてですね、皆さん方にまず御理解と御了承をいただくことによるしゅうございませうか。

小越委員 この協議事項の「議会基本条例のたたき台」というのが今の鈴木議長がだされたこの議長案を元にここで議論するという意味ですか。

前島委員長 これはですね、鈴木議長案をたたき台とする一方、第2回の会議で江藤先生からも勉強会で色々なご示唆をいただきました。

そのことも含めて、多面的に取り組む訳ですけれども、この議長案をまずは提案をいただきましたので、それを尊重して、ひとつのこれからのたたき台として取り上げていただくということ、今日は皆さん方の同意をいただけるかどうかをお諮りしているということです。

早川委員 ここでこの議長案を意見交換をして、ここからスタートして

前島委員長 今日、議長案を提案されましたので、これをたたき台のひとつとさせていただきたいという提案です。

小越委員 ということは、このたたき台はあくまでも参考で、違うものをたたき台が出てくる。ここで論議して出してくるという意味ですか。  
それともこれを元に次回、これを加えたら良いとかということなのか、新たにもうひとつ違うのがここで作るのか、委員長案がでてくるのか。

前島委員長 今はありません。  
今日は、議長案をたたき台にして皆さんに御審議をいただくことに同意の手続をいただけるかということをお諮りしている訳です。提案をされましたので。今、小越委員がそれだけでは、という御意見があれば、またそれはそれでご提案をいただくということだと思います。  
今日は、議長案を提案させましたので、これをたたき台に取り上げさせていただくことについて、ご同意をいただくということでございます。

杉山委員 たたき台というとちょっと誤解が出ていると思うんだけど、恐らく条例をつくるのに、総則から始まって、目的だとかその辺をどうしようか決めて、骨格をどうしようかと順次決めていくんだと思うが、そういう中で議長案がこういう色々入っているんですけど、そういう中でこの議長案を参考にしながら、こういう意見も踏まえて作っていくんだと思うんですが。  
議長案が全てを網羅している訳ではなくて、議長案はあくまでもいろんなところにこういうポイントが入るといふ提案だと思ふので、その基本条例を作るに当たっての目的だとか、総則から始まって順次作っていくんですが、そういうところに議長案が当てはまることを参考に作っていくと思うんです。  
それは当然、たたき台になるわけでもなくて、ポイントポイントを議長は示しているわけだと思ふ。

前島委員長 ちょっと整理させていただきますが、議長案は今、事務局でお話ししたのは、総則から始まって、具体的に議長が提案している訳です。その概略について事務局が説明しただけでございますので、今日、これを審議するというのではなくて、今日は、議長案をひとつのたたき台にするということでご賛成をいただいて、ということですよ。

河西委員 この基本条例はかなり前も何回も検討したことがあるんですが、これを今日もらってもこのまま何か意見を交換しろと言われてもちょっと難しいですが、次回にこれを自分たちで勉強して付け加えていく。前にも恐らくある程度進んだ議論も出たこともありますから、そういうことを含めた中で、この議長案も参考にしながらということで良いということですよ。  
それからまた前回のかなり揉んだ、それも含めた中で新しく作るという理解で良いですか。

前島委員長 それでは整理をさせていただきます。  
今も、小越委員、早川委員、杉山委員、河西委員からご発言がありました。  
本日は今具体的に案を提案された議長さんの案をたたき台にしながら、なお今お話しがあったいろんな都道府県のものとかいろんなものがあるわけでございますので、そういうものを含めまして、一緒に検討していくということで、今日は議長さんの具体的な提案がございましたので、これをたたき台のひとつとするということにご同意をいただくことでどうかというをまず確認をさせていただいた

い。

その上で、今のような色々な案があるわけでございますので、それらを含めて次回から検討を始めていきたいということでございます。

上田副委員長 以前にかなり途中までたたいてきて条例が成立しなかったということだったと思うんですけど、その辺の経過もわからなければ、何をどう勉強してきてどうなってきた、なぜ流れたまでは必要であればお聞きしたいし、聴けなければ聴けなくても仕方ないですけど、何を勉強してきてここまで来たというベースを教えてください、すいませんが、初めてこれを見ているんですが、議長の特徴というこれは、従来の他のとこと比べて、どこがどういう風に、まあここにあるのが特徴なんだろうけど、それは 30 の自治体が決めていて、いくつが決めていっているのか、その背景とか良く説明してもらわないと、これをたたき台にしろと言われても、ちょっとどう考えて良いかわからないことがひとつあります。

それから、このたたき台でやれといえはそういうことかもしれないんですけど、ひとつ意見がありまして、この場で言うのが正しいかわかりませんが、まさにここで言うとおりですね、県民に開かれた議会としてよく聴いていくとか、3 番目と 6 番目にそう書いてありますけど、例えば、この議会の基本条例を作っていくときにですね、作っていく過程で今回のことに関してだいたい興味がありますので、意見を聴いていくようなことも大事じゃないかと思うんです。

今の示されているこの間の案だと、一番最後にパブコメをして、どうするかどうかと決めるみたいな格好のたたき台だと思っていますけど、その前に意見も聴いて、こちらからお答えをするような、経過の透明性をやっていくというのが山梨県の基本条例のひとつの売り物にしてもいいのかと思います。

その辺も是非考えていただければと思いますけど、如何でしょうか。

前島委員長 今、上田委員から御意見がありました。

なお、オープンに色々な意見を出していただいて、これは次回の運営に関わる議論のたたき台のストーリーになる重要な流れでございます。

それぞれのお立場で御意見がございましたら、これからの運営上にも関わることでございますので、こういう点も取り上げるとかありましたらどうぞ。

小越委員 なぜ基本条例を作るかというと流会のことかがありますので、私は前文には流会のことを踏まえて、決意を新たにとか書いた方が良く思うんです。

先ほど上田委員からありましたけど、全議員がこの議会基本条例にどんなことをした方が良いのか、どんなことを盛り込むべきかを、今ここが山梨県議会が良いところか、ここを変えた方が良いとか、ここは良いところだからもっと膨らましていこうとか、県民の皆さんから議会についてどんな御意見があるのか、今、先にパブコメをするとか、今山梨県議会にどんなご要望があるんですか、どんなことがわからないんですか、ということをするのもひとつの県民と一緒に作っていく議会基本条例だと思うんです。

やっぱり議会基本条例の基本は、今回やっぱり県民に開かれた議会、情報公開、徹底した議論というのが、そう大きい柱みたいなのがないと、これもひとつの参考かもしれないんですが、皆さんそれぞれが県議会の間、流会のことを巡ってどこが問題なのか、どこを変えた方が良いのか、どういふのを作ったらいいのか、皆さんに諮って、県民の皆さんにも 1 週間、1 か月くらい御意見ありませんか、県議会に対してご要望・ご意見ありませんかというのを伺うというのをしたらと思うんです。

それを元にここで一緒に話をして、またパブコメなり出張委員会みたいに、やりとりをするとか、各会派でやりとりをすることかしての方がやはり開かれた県

議会というのを県民にアピールすることもできるし、なぜこれを作らなければならなかったかの経過もわかると思うので、私はそれをしたらどうかと思う。これも参考ですけども、皆さんの意見を持ち寄るということをした方が良いと思います。

山田委員

私も県民の意見を幅広く聴くというのは本当に重要なことだと思います。

ですけれども、一から県民の皆さんに聴いて、その県民の皆さんが理解できるかということそれは出来ないと思う。

ですから、ある程度のもを作って、こういうものはどうですかという意見を聴いて、それにその県民の皆さんの意見を反映させていくのが、私としては効率的というか効果的だと思うので、まず委員会の中である程度のもを作ってからだと思います。

永井委員

以前、自殺対策条例のときには、こういうものが出てくる前に、これ今各県のもが出ていますが、こういう一覧みたいなものがこの県のこの部分を入れているとか、この部分がどうだとかというA3版くらいのがあって、それで組み立てていった経過もあるし、これ文章でただ単に括弧何番でどこの県を参考にしましたみたいになっているんですけど、その自殺対策のときにそういうA3版で比較しながらやっていって山梨県独自なものも入れていった経過もあるので、こういう文章だけだとよくわからないので、そういう見える化するような資料を付けていただくとか。

先ほど上田委員の答弁の中であった、今までの経過ですよ、私も前回はいましたけど、基本条例のメンバーではなかったの、是非その今までの経過の資料があれば併せていただければと思います。

事務局

上田委員、永井委員からお話しがありました件ですけども、今回は、議長案の提案をと考えておりました。

前回の検討の経過なども次回お示しする予定でございました。

今回は、議長案を提示する中でたたき台とすることを先にと考えておりましたので、他の県との比較などは、ちょっとそこまでご用意するのは行き過ぎと思っておりました。

前島委員長

他になければ、委員長の方で整理させていただきたいと思っております。

それぞれ進め方を含めまして、ご意見をいただきました。

全てごもつともだと思います。

ただ私も、この基本条例の委員会の設置の趣旨は、議長が諮問として、この基本条例案の委員会のお願いをしたいということで、設定をされたことだと思います。

ですから、私たちといたしましては、それに十分応えて行かなければならないと。

そのひとつの案として、今日は1案として、鈴木議長から過去の積み上げた経緯を含めまして、こんな案はどうだろうかとかご挨拶いただいたとおりでございます。

いろいろ先に県民の意見を聴くとか、議員の意見を聴くとかご意見もありましたけれど、それは順序立ててやらなければいけないと思っています。

我々の10人の使命は重大です。

私たちはまず、骨格となるたたき台を議長案を含めて幅広く議論をして、案を作ってそれをまた議員全体に落とし込んでいく。

そして更にはまた、議員の皆さん方の合意をいただきつつある状況に至ったと

ころで、県民の皆さんにパブリック・コメントを出すと。

こういう手続などを含めて、3月閉会となる日に条例案が提案できるような運びに進めていきたいと、こういうことでございます。

ですから、次回から議長案もひとつの案として皆さんに今日手続的にたたき台にさせていただいたところです。

一緒に議論しながら今後の委員会を効率的、また充実に進めさせていただければありがたいと、こういうことでございます。

そのことで何かありますか。

早川委員 ただこの日程について、3月を目指してやっていくんですけど、日程についてもですね、フィックスじゃないとおっしゃっていただんですけど、日程についても目指していくんですけど、日程についても少し意見交換して、あくまでも3月を目指すのがいいのか、もう少し議論した方がいいのか。

前島委員長 できるだけ密度の高い、日程を追加してでも、2月定例県議会の最終日を目指さなければいけないと、ひとつの目標を持って取り組みたいと思います。

ただこれだけの提示をしました日程じゃ足りないじゃないかというご意見の発議だと思えます。

それは、私たちが協議をしながら、1日、2日、あるいは時間を1回1回を充実して議論を重ねて、濃縮した議論を展開して、できるだけ目標は2月定例県議会最終日に本会議を目指すという方向だけは設定しておき、取り組んでいきたいと思っています。

上田副委員長 この案が、議長が効率的に、精力的にやって2月までっていうことで、きちりできるということであれば良いわけですけど、先ほどの委員長の話だと、ここでたいて、議員の皆さんに話をして、ある程度了解いただいたら、県民の皆さんにということだったんですけど、そうすると、きっと議員の皆さんに話をしてから固まったものを県民の皆さんにパブリック・コメントをすることになる。

ひとつの方法として、これはこれでたたくことは結構ですけど、そのやり方ですよね。やはり本条例にも山梨県の基本条例の議長案として、3番に政策を作っていくときには、県民の皆さんの幅広い意見を入れましょうという理念が書いてあるんですね。上の6番も、ですね。

「県民の聴く機会を設けることにより」って書いてあるんですね。まさにこれを作っていくときにこの精神をいかして、やっていくこともひとつの方法だと思うんです。

そこも是非御議論いただきたいと思います。

実は私のところに、学生ですけど、議会基本条例について、こうしたいみたいな意見もありますし、私の仲間のところにも、基本条例について、いろいろ口をききたいとか、いう意見もありますから、そこにもちゃんと丁寧に説明しながら物事を作っていくことが、まさにこの精神にあうところかなと思いますので、是非とも御議論ください。

前島委員長 上田委員のご発言は、私ども全く同じでございます。

ただ皆さんに原点だけ確認しておいてもらいたいと思います。

常任委員会とこの委員会は違いますので、常任委員会は、議長さんが交代しても続けられるものですが、ここは、鈴木議長から諮問を受ける委員会でございますから、2月定例会閉会日を目指して、鈴木議長案をたたき台としてはじめとして、いろんなことをやりながら、3月を目指して取り組んでいくと。

この委員会というのはですね、議長から委員会設置をお願いしたいということ

でやっている委員会ですので、諮問機関でございますから、諮問的委員会ですので常任委員会とは違うんで、そこは 3 月を目指して誠意努力をしていく方向で頑張らなくてはならないと思います。

小越委員　　そうしますと、3 月末までに議長が替わるということを前提で委員長が話をしているように受け止められてしまう訳ですよ。

常任委員会は、1 年かもしれませんが、鈴木議長はずっとやるかもしれませんが、私も先ほど上田委員もおっしゃったんですけど、これはすぐ出さなくても、途中でやっぱり途中経過を含めて、そのくるかこないかわかりませんが、県民にやっぱりこういうのを今やってる最中というのを示していかないと、パブコメで固まったコンクリートになったからなかなか変えられないとこまで行くと、2 月定例県議会を目指すかもしれませんが、そこまで必ず作ると決めなくても、私はやっぱり皆さんと一緒に納得できるものを後世に残るものだから、時間で決めるわけではなくて、鈴木議長は 3 月末でおやめになる訳ではないから…。

前島委員長　　ちょっとそういう誤解じゃ。鈴木議長が 3 月の 2 月定例県議会までに成案を作ってくれとこういう諮問ですから、その話に沿って我々は鈴木議長から諮問を受ける委員会でございますので、それに向かって努力をすると、これだけしか委員長は言えないんですよ。

議長交代とか、そういう偏見のお話しはしないように。

鈴木議長が 2 月定例県議会までに成案を仕上げてもらいたいと、こういう注文をいただいての委員会の、期間設定の委員会でございますので、その中を足りない日程は折り重ねて、議論をしていきたいと思いますということなんです。

渡辺委員　　わかりました。やっぱり目標がないと前に進まない。今の議長の諮問ということもよく理解できました。

あとは、そこまで出来るように、日程が足りなければ、追加して、余分な会議も必要かと思っておりますので、その辺はそこを目指してスタートしましょう。如何でしょう。

小越委員　　県民に開かれた話をして下さいということをお願いしたかったんです。私は。

杉山委員　　渡辺委員が言ったことで、目標としてあるのは、当然そうだと思うんですけど、多分言っているのは、最後のパブコメだけではなくて、作る途中で県民の声を聴いたらどうですかということだと思うんですよ。

その時の時間的な問題はわからないんですけど、必要であれば、県民の声を聴きながら、同時並行でこういう会議を開きながらということも出来ると思うんです。

そういう方法も出来るかどうかまた検討してもらって、県民の声を出来るだけ聴く機会がもしあればね、そういうことを聴きながら、この委員会としても並行してやっていけば日程的にも多分問題がないんだろうという感じがするんですね。

また検討しながら委員長の方で諮ってもらえばいいと思います。

前島委員長　　だいたいご意見が集約できたと思いますけど、そういう点で、議長の 2 月を目指して頑張ってもらいたいと、それから議長案をたたき台のひとつと取り上げさせていただいて、これからいろいろ多面的なですね、皆さんがお持ちの考え方を利用しながら、精力的に議論をこれから進めていくという点で皆さんのご同意をいただいて、今日は鈴木議長案をたたき台のひとつとして取り上げるということでお了承いただきたいと思っておりますけど。



よろしゅうございますでしょうか。

今日は、鈴木議長案の総則から全体を見ていただきまして、また議会にはいろんなご意見をだしていただいて、議論を展開していただきたいと思います。

渡辺委員 大事なことは、今まで皆さん方お話しいただきましたけど、今回のスタートは、二元代表制の下での議会のあり方、県民の代表の一翼を担うということの中で、幅広く県民の意見も聴きながらということでスタートしたわけですので、やっぱり途中で色々な意見を聴きながらいくということが大事だと思います。その辺は委員長、是非その方向でお願いします。

前島委員長 それはこれからの運営の中でいつ頃が適切かということも含めて議論をしてい来ましょう。何しろたたき台を私たちが精力的に作っていかねばなりませんので。よろしゅうございますか。それでは、本日の予定は全て終了したということで、次回から本格的な審議をしたいと思っておりますが、しっかりと議長案で示されたのを目を通していただきながら、次回はできるだけ精力的な議論を展開していきたいと思っております。

河西委員 次回の中身を良く教えておいてもらえれば。

事務局 事務局から説明させていただきます。今回は、予定は、11月16日になっています。条例の骨子案をやっていただく予定になっております。今回ですね、議長案が示されていますので、それをそれぞれの項目として必要なのかどうかというところをたたいていただければと思います。ふさわしくないものについては、外していく。もっとこういうものを入れた方が良いということであれば、そういったものは入れていくことになります。ひとつの例としまして、他県の条例等ございますので、そちらも御覧いただきながら、必要なものがございましたら、その辺もご協議いただければと思っております。

山田委員 先ほど前回の基本条例の策定の時の経緯とかなんとかっていうのを、ある程度前もって渡していただかないと、ここに来てテーブルの上にあったんじゃあそれに対して、まったくそれは出来ませんので、もう1日2日くらいの内にできれば委員の皆さん方に配付した中で、次の委員会に備えるというそういう形でやっていただければ有り難いです。

渡辺委員 今、骨子案という話でしたよね。そうするとこんな形で条例が出来ていくんだという基本項目が出来てくるということですね。それを次回は議論するということですね。細かい中身については、これでいくということですか。これを勉強してこいと。前に言ったように、前の資料も出来るだけください。

小越委員 議長案が骨子案でここに私たちが次回に自由にこういうことをしたら良いとか言えば良いんですか。それとも骨子案というのが別に出てくるんですか。

前島委員長 これをベースにお願いします。

それに前の経過ですが、前の経過を含めて議長案が作られているという風に御理解いただきたい。

山田委員 先ほど永井委員がおっしゃったように、私も自殺対策をやっていましたので、A3版の中でね、こういう風な骨子で作っていくという、見える化と言ったらおかしいですけど、そういうのをある程度あった方が話がしやすいと思うんですけど、そこら辺の中である程度こういうイメージだよというのだけでも良いから、図とかにさせていただいて、出していただければ本当に有り難いと思うんですけど、よろしく願いいたします。

前島委員長 よろしく願いします。  
次回から、本格的な議論をさせていただきたいと思っております。  
各都道府県のがありますね、これと議長案ももちろん参考にしたと思うんですけど、いろんなご意見を前の基本条例検討委員会のご意見も入れながら、ここへ提案されたんですから、これから議論を入れていっていろんなご意見が枝と枝へ広がっていくと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

渡辺委員 タイトルだけでも作ってもらいたいな。  
作るんだね、じゃあいいや。  
そして中身についてもこれも参考ということだ。  
じゃあその形を作ってください。

前島委員長 議長さんの案をひとつたたき台でやっていく中でいろんな意見が出てきますからそこをいろんな意見を交わしていけば広がっていくと思います。  
それでは来る11月16日水曜日になりますけど、午前10時から当委員会室において委員会を開催させていただきます。  
本日は、一応議長案をたたき台のひとつとさせていただくということで御了承いただきまして、次回から本格的な皆様のご提案を含めまして、議論を幅広くさせていただきたいと思います。また事務局の方では、それに必要な資料も用意させていただく予定でございます。  
それでは、検討委員会の第3回を閉会させていただきます。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松